

きときと情報 2013 125号



富山県中小企業団体中央会

特集1

富山県中小企業の振興と
人材の育成等に関する基本条例について

特集2

平成25年度税制改正について
(中小企業・小規模事業者関係税制)

経営者に聞く

荒井電機株式会社 代表取締役社長 荒井 弘氏

中央会いんふおめーしょん

平成24年度組合リビルド推進事業 委員会を開催しました ほか

組合紹介

協同組合井波コミュニティプラザさんよりこんにちは



表紙のことは

富山の薬草【サンシュユ】

早春を代表する花木のひとつで、葉の出る前に黄色の小さな花をつける。別名「春黄金花(はるこがねばな)」とも呼ばれる。秋には光沢のある赤い実をつける。生薬として強壮や腎機能低下の改善などに用いられてきた。漢方の八味地黄丸にも配合されている。

法人向け生命保険のご案内

企業を取り巻く様々なリスクに対しては、目的に合った生命保険で準備することが必要です。

生命保険でのご準備は十分でしょうか？

準備すべき	生命保険での対応方法	当社の生命保険商品
事業保全資金対策	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金による借入金返済や運転資金の準備従業員の給与確保 	<p>ベクトルX (3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険) 定期保険 - M (無配当定期保険)</p>
経営者・役員の退職慰労金・弔慰金の準備	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金による経営者や役員の死亡退職金・弔慰金の準備 ●満期保険金(解約返戻金)による経営者や役員の退職慰労金の準備 	<p>定期保険 - M (無配当定期保険) ステイタス - M (無配当低解約返戻金型定期保険) ザ・らいふ - R (5年ごと利差配当付養老保険) 新・プラウド - R (5年ごと利差配当付終身保険)</p>
従業員の退職慰労金・弔慰金の準備	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金による従業員の弔慰金の準備 ●満期保険金(解約返戻金)による従業員の退職慰労金の準備 	<p>定期保険 - M (無配当定期保険) ステイタス - M (無配当低解約返戻金型定期保険) ザ・らいふ - R (5年ごと利差配当付養老保険)</p>
経営者の事業承継対策 相続対策	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金・満期保険金(解約返戻金)による相続税の納税金・自社株買取資金の準備 ●保険料支払による自社株評価引下げへの効果 	<p>新・プラウド - R (5年ごと利差配当付終身保険)</p> <p>ステイタス - M (無配当低解約返戻金型定期保険)</p>

解約して解約返戻金を受け取られた場合、以後の保障はなくなります。

詳しくは「各商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。ご検討にあたっては「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町3-21 5F

TEL:076-441-3194

きときと情報 125号

C O N T E N T S

特 集 1

1

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例について

特 集 2

7

平成25年度税制改正について（中小企業・小規模事業者関係税制）

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

10

経営者に聞く

11

荒井電機株式会社

代表取締役社長 荒井 弘 氏

中央会いんふおめーしょん

13

平成24年度組合リビルド推進事業 委員会を開催しました
中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望しました
BCP普及促進事業 専門家指導を実施しました
海外展開グループ支援事業 勉強会を開催しました
インキュベータ交流事業を行いました
労務対策セミナーを開催しました

組合紹介

16

協同組合井波コミュニティプラザさんよりこんにちは

元気印！青年部・女性部

17

中小企業団体青年部富山県大会を開催しました
組合のロゴマークを作成しました

組合だより

18

県と災害時の協定を締結しました

組合Q & A

18

理事会の定足数を定款で変更することについて

ほっと一息

19

入湯安全心得

事務局ペンリレー

20

立山山荘協同組合 職員 黒畑 實知子 氏

トピックス

動物とふれあい、癒しと学びを

特集 1

富山県中小企業の振興と 人材の育成等に関する基本条例について

平成24年9月に富山県は「中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例」を制定しました。この条例は県内の中小企業の振興と人材の育成等を総合的に推進し、県民生活の向上に寄与することを目的としています。そこで本特集では、この条例の内容についてご紹介します。

I 条例制定の目的・必要性

本県には優れた企業が多いものの、最近の厳しい経営状況では、その潜在能力を十分に発揮できず、新たな需要の創出や獲得が必要となっています。

そのため、意欲ある中小企業を地域社会全体で育成し、本県産業の発展を担う人材を育成・確保することが重要な課題となっています。

この条例では、中小企業の振興と人材の育成・確保を総合的に推進するため、その基本理念、県の責務、関係者の役割、施策の基本となる事項などを規定しています。中小企業の振興等に関する考え方や取組みの方向性などを明らかにすることで、これまで以上に総合的、計画的な支援を行います。

また、関係者がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力することで、地域社会が一体となって中小企業を応援します。

II 条例の基本的な考え方

以下の基本理念に基づき、中小企業の振興等を推進します。

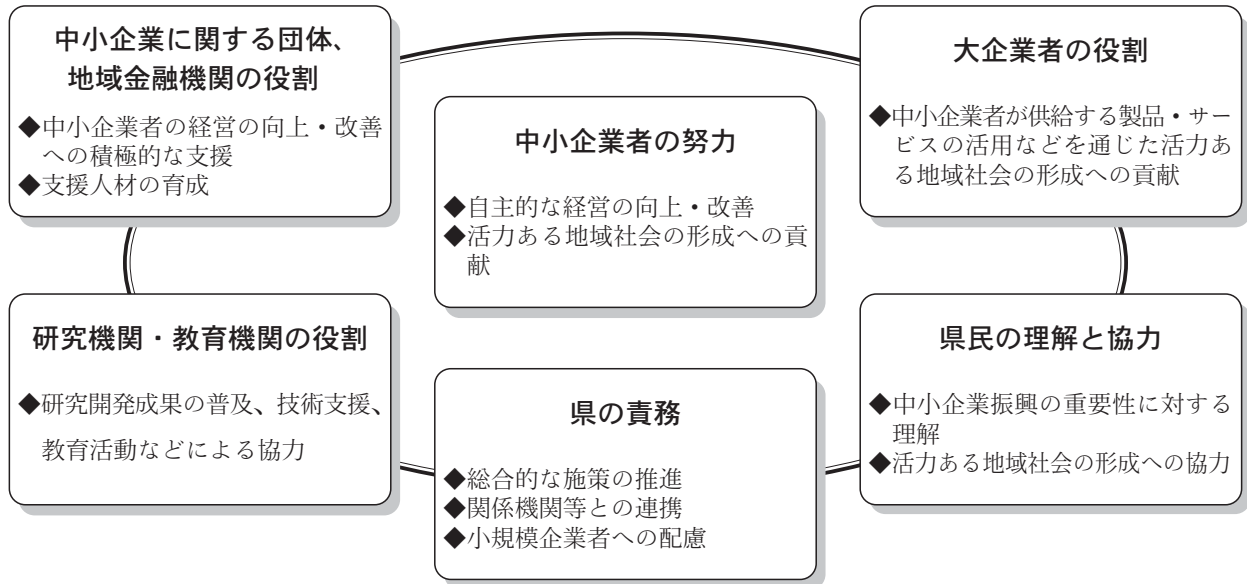
基本理念

1. 中小企業者の自主的な努力を促進することを基本とします。
2. 本県の多様な技術や優れた産業基盤、豊かな特産物、自然環境などの特色ある地域資源を十分に活用します。
3. 小規模企業者への配慮など、中小企業の経営規模や経営形態を勘案した施策を行います。
4. 意欲と能力に応じた多様な雇用の機会を確保し、中小企業のニーズに応じた人材の育成・確保を図ります。
5. 県、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者、県民が相互に連携・協力して推進します。

III 条例のポイント

(1) 地域社会が一体となった中小企業支援

条例では、県の責務をはじめ、中小企業、関係者の役割や県民の協力などを定めています。



○ 中小企業者

経済・社会環境の変化に対応した自主的な経営の向上・改善に努める。
事業活動を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努める。

○ 中小企業に関する団体・地域金融機関*

中小企業者の取組みに対する積極的な支援に努める。
中小企業者を支援する人材の育成に努める。

※全国初！
地域金融機関を中小企業支援機関の一つとして位置付けています。



○ 研究機関・教育機関

研究開発成果の普及、技術支援、教育活動などを通じて、中小企業の振興等に協力するよう努める。

○ 大企業者

自ら経営革新に取り組むとともに、県内中小企業の製品・サービスの利用等を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努める。

○ 県民

中小企業の振興等が地域社会の発展、県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努める。

○ 県

中小企業の振興等に関する総合的な施策を策定し、実施します。
施策の実施にあたり、関係者と連携・協力して取り組みます。
施策の実施にあたり、小規模企業者に対し、経営の状況に応じて必要な配慮を行います。

(2) 総合的な中小企業振興施策の展開

本県の特性を活かして中小企業の振興を図るため、次の施策を展開していきます。

1. 技術の高度化、商品・サービスの高付加価値化等による競争力の強化

- ①経営革新の促進及び新たな需要の創出
- ②産学官連携等によるものづくり技術の高度化
- ③付加価値の高い商品開発の促進

2. 成長発展が期待される新たな産業の創出

- ①創業及び新事業創出の促進
- ②新たな成長産業の育成
- ③企業立地の促進による新たな産業の集積

3. 販路開拓に関する事業環境の整備

- ①国内外における販路開拓活動の促進
- ②経済交流の促進、物流の活性化
- ③産業の空洞化の防止

4. 経営の安定と経営基盤の強化

- ①中小企業支援体制の強化
- ②資金供給の円滑化
- ③受注機会の増大
- ④下請取引の適正化

5. 商業・サービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化

- ①商業・サービス事業者の経営革新の促進
- ②地域の特色を活かしたまちづくりの促進
- ③伝統産業などの地域に根ざした産業の振興

6. 産業の発展を担う人材の育成

- ①創業や新事業創出を志す人材、後継者等の育成
- ②技能者の育成、技能の継承
- ③段階的・体系的な職業能力開発の促進
- ④職業観、勤労観の形成

7. 雇用機会の確保と雇用環境の整備

- ①中小企業を支える人材の確保
- ②意欲と能力に応じた多様な就業の促進
- ③安心して働くことができる雇用環境の整備



(3) 県民会議の設置

幅広い意見・提言を今後の施策に反映していくため、関係機関、学識経験者、県民代表などで構成する「富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議」を新たに設置しました。

この会議では、条例に基づく中小企業振興施策等を定期的に検証するとともに、今後の施策展開について審議を行います。

(4) 優れた功績に対する表彰

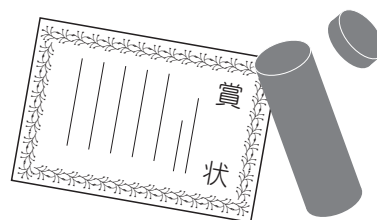
中小企業の振興に貢献している企業や団体を表彰するため、中小企業「元気とやま賞」を創設しました。

◆ 表彰対象

区 分	具体的な事例
1 新商品の開発や経営の改善等によって優れた功績をあげている中小企業者	・ 新技術、新商品、新サービスを開発し、売上げが伸びるなど、経営の改善を図っている中小企業者 ・ 経営革新計画の認定を受け、実績が計画を大きく上回っている中小企業者 など
2 地域の活性化に優れた功績をあげている方	・ 地域の特色を活かした特産品開発やイベントの開催などにより、地域活性化に優れた功績のあった団体 など
3 中小企業の支援に優れた功績をあげている方（商工団体、金融機関等）	・ ビジネスマッチングの開催や専門家派遣等により、中小企業の販路開拓や新事業を支援している商工団体や金融機関等 ・ 特色ある取組みにより、中小企業の経営改善に優れた功績のある商工団体や金融機関、経営指導員等 ・ 産学官連携等により、地域や中小企業のリーダーとなる人材を育成する取組みを行う団体 など

◆ 応募資格

- ・ 県内に本社、主たる事務所等を置く中小企業者
- ・ 中小企業を支援する団体等や地域の活性化に取り組む団体 等



IV 中小企業「元気とやま賞」受賞企業・団体の紹介

条例に基づいた中小企業「元気とやま賞」は、さまざまな分野で積極的に活躍する会社や団体を広く周知することで、地域全体で支えていく機運を盛り上げることを目的としています。

優れた功績のある中小企業者や商工団体、金融機関など、表彰の対象を幅広くして募集を行ったところ、21件の応募・推薦があり、有識者らでつくる委員会において審査し、県内の4社1団体の受賞企業・団体を決定しました。

受賞は大きく中小企業部門と地域活性化部門に分かれ、中小企業部門は、機能性・デザイン性が高い商品を作る鋳物メーカーの(株)能作、小水力発電装置の開発に取り組む(株)北陸精機、ネット販売にいち早く進出した服飾雑貨販売の(株)ブルーコムブルー、独自のリサイクル装置を開発した(株)エムダイヤの4社となりました。地域活性化部門は、「入善ブラウンラーメン」の開発などモデル的な取り組みを実践する入善町商工会青年部の1団体となりました。

第1回の中小企業「元気とやま賞」授与式は、経済団体の代表や企業経営者ら約300人が出席した「元気とやま！中小企業シンポジウム」において行われ、表彰の後、取り組みの事例発表を行いました。

中小企業部門

◆ ものづくり企業

株式会社 能 作【代表取締役社長 能作 克治（高岡市）】

独自の高い技術を活かして、現代のライフスタイルに合った機能性・デザイン性に優れた商品開発を行っている。特に、純度100%の錫製品など、素材の特性を活かした付加価値の高い商品を開発し、「能作」ブランドを確立。いち早く首都圏や海外の見本市に出展するなど、ブランド力の向上や販路拡大に積極的に取り組み、業績が大きく伸びている。



株式会社 北陸精機【代表取締役会長 谷口 貞夫（魚津市）】

富山県の豊富な水を利用した小型の水力発電装置開発にいち早く取り組み、水流が低流量・低落差の条件下でも発電できる低コスト・高効率の「らせん型」マイクロ水力発電機「パワーアルキメデス」を開発。県内外の小水力発電の推進に積極的に取り組んでいる。



◆ 商業・サービス業

株式会社 ブルーコムブルー【代表取締役社長 松田 英昭（高岡市）】

独自の目利きにより、オリジナル性のあるブランド商品を取り揃え、実店舗において多くの固定客を獲得するとともに、いち早くネット販売に進出し、実店舗とネット販売の両輪による事業手法で業績を伸ばしている。また、「たかおか未来web商店街」への協力、中心市街地活性化の取組みなど、地域経済の活性化に貢献している。



◆ 小規模企業

株式会社 エムダイヤ【代表取締役社長 森 弘吉（滑川市）】

1台の機械で廃タイヤ、光ファイバーなどの廃棄物の分離・破碎を同時に行うリサイクルプラント「エコセパレ」を開発。廃棄物の再資源化に寄与する製品であり、今後も成長が見込まれる環境分野で将来性も期待される。小規模な企業でありながらも、オンリーワンの製品を開発することで業績を伸ばしている。



地域活性化部門

入善町商工会青年部【部長 中瀬 淳哉（入善町）】

地元特産品を使った「入善ブラウンラーメン」を開発し、町の新たな特産品として地域ぐるみで販路拡大に努めている。さらなる新商品開発や「入善ラーメンまつり」などの各種イベントを開催し、地域活性化に大きく貢献している。また、同様の取組みが県内他地域に広がりを見せるなど、地域活性化事業のモデルとなっている。



受賞者の皆さん、おめでとうございます。

特集 2

平成25年度税制改正について (中小企業・小規模事業者関係税制)

平成25年1月29日、税制改正大綱が閣議決定されました。本特集では、平成25年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係税制)について中小企業庁発表資料より抜粋したものを掲載いたします。

I 事業承継税制の拡充 (相続税・贈与税)

拡充

- 中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題。
- 事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

現行制度概要 《平成21年度税制改正において創設》

- * 後継者(先代経営者の親族に限る)が、先代経営者から相続・贈与により非上場株式を取得した場合に、その80%分(贈与は100%分)の納税を猶予。
- * 相続・贈与後5年間は以下の要件を満たさないと納税猶予は打ち切り。
 - ・雇用の8割以上を毎年維持
 - ・後継者が、会社の代表者を継続
 - ・先代経営者が役員(有給)を退任(贈与税の場合)等
- * 5年後以降も株式を保有し事業を継続すれば、後継者死亡(又は会社倒産)時点で納税免除。

改正概要 《平成27年1月より施行(相続税改正と併せて施行)》

- (1) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に
 - 旧 後継者は、先代経営者の親族に限定。 → 新 親族外承継を対象化。
- (2) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮
 - 旧 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。 → 新 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。
- (3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮
 - 旧 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、 → 新 利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。 承継5年超で、5年間の利子税を免除。
 - 旧 相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。 → 新 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用

旧 先代経営者は、贈与時に役員を退任。 → 新 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。
(有給役員として残留可)

(5) 事前確認制度の廃止 ～手続の簡素化

旧 制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に → 新 事前確認制度を廃止。
加えて「事前確認」を受けておく必要あり。

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

旧 猶予税額の計算で先代経営者の個人 → 新 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式
債務・葬式費用を控除するため、猶 以外の相続財産から控除。
予税額が少なく算出。

II

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設
(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る。

改正概要 《適用期間：2年間（平成26年度末まで）》

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除^(注)を認める措置を創設する。

(注) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る。

中小商業・サービス業、農林水産業



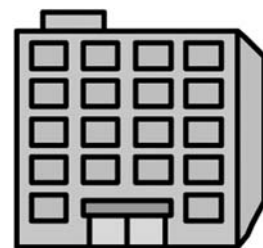
① 相談

② アドバイス

③ アドバイスを踏まえた器具備品（30万円以上）
建物附属設備（60万円以上）への投資

税制措置（特別償却（30%）又は税額控除（7%））

アドバイスを行う機関



- ・ 認定経営革新等支援機関
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 都道府県中小企業団体中央会
- ・ 商店街振興組合連合会 等

Ⅲ

中小法人の交際費課税の特例の拡充 (法人税、法人住民税、事業税)

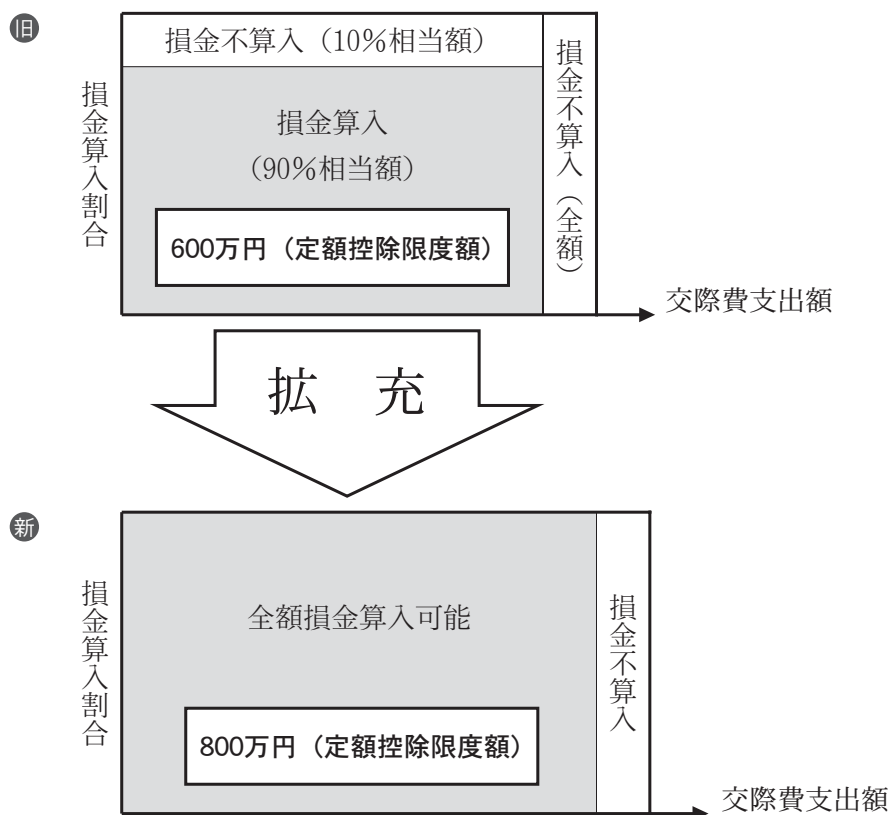
拡 充

- 中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業（資本金1億円以下の法人）が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

改正概要

《適用期間：1年間（平成25年度末まで）》

中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。



復興特別所得税の源泉徴収について（平成25年1月以降）

国税庁

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/>

中小企業金融円滑化法の 期限到来後の検査・監督の方針

金融庁

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が平成25年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々な問合せが金融庁に寄せられています。

そのため、金融庁では円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を以下のとおり示しました。

■ 金融機関の役割

金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。

■ 検査・監督の対応

金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わりません。
⇒ 検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。

円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わりません。
(貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は恒久措置です)

個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

■ 借り手の課題解決

借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。

金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

■ 営業現場への周知徹底

金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明するよう促します。

金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。

「原点回帰」で潜在需要を掘り起こそう 青年部会発足に活性化の希望

かつてあったさまざまな商店が、いつの間にか櫛の歯が抜けるように消えていきました。魚屋、八百屋、銭湯、駄菓子屋、そして電器屋もあまり見かけなくなりました。これらの商店は地域住民に交流の場を提供し、店主は対面販売と親身の世話を通じてコミュニティーの人望を集めたものです。しかし、時代が移り変わり大型店に押される街の商店は、どう生き残ろうとしているのか。「電器屋さん」で組織する富山県電機商業組合の荒井弘理事長にインタビューしました。

荒井電機株式会社

代表取締役社長 荒井 弘 氏

大型店の進出に対抗

Q. 富山県電機商業組合は昨年、設立50周年を迎えられましたね。印象深い出来事を聞かせてください。

当組合は昭和37年、中小企業団体組織法に基づく法人商工組合として国の設立認可を受けました。当時の好景気に乗って耐久消費財ブームが起き、「三種の神器」と呼ばれた白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫が飛ぶように売れ、続いて高度成長期を迎えた40年代には、カラーテレビ、クーラー、カー（自家用車）の、いわゆる「3C」を消費者が競って買う時代でした。大きさに言えば、お客さんが電器屋に殺到したものです。

この後の大きな環境変化として、49年施行の大規模小売店舗法（旧大店法）と、これに代わり平成12年に施行された大規模小売店舗立地法（新大店法）、13年の家電リサイクル法、16年に県内の一部民放とNHKで始まったテレビの地上デジタル放送があります。これらに対しては組合の総力を挙げて取り組みました。なかでも大型店や量販店の進出は、地域で営む零細な電器商の死活問題になっていたので、危機感を持って懸命な活動を展開したものです。大型店については、店舗面積の問題もさることながら、不当販売と差別対価の問題にも取り組みました。公正取引委員会が18年に作成したガイドラインが守られているか、

県や公取委とともに店頭パトロールを実施しました。

一方、家電リサイクルと地デジ化には積極的に取り組みました。リサイクル法施行に先立って、当組合は県内各市にフロン回収機やプラズマ切断機などを寄付して環境保全の立場から地域に貢献しました。地デジへの移行では官民一体となった普及活動に全力で取り組みました。デジタル化はKNBさんが全国に先駆けて移行したこともあって、県内では順調に進みました。

ピーク時の半分以下に減少

Q. 組合員数が減少の一途をたどっていると聞いています。今後はどのような取り組みが必要だと考えていますか？

当組合は設立時に約200人の組合員でスタートした後、昭和55年度には700人を超え、組織率が全国1位だったこともあります。しかし平成に入る前後から減りはじめ、15年度に500人を切り、最近300人台で推移していたのですが、今年度期首では294人になってしまいました。生活スタイルや消費動向の変化、後継者難など、背景はいろいろありますが、私たちの努力が不足していたことも認めなければなりません。



高岡税務署隣りで創立50周年を迎える荒井電機

プロフィール

あらい・ひろし

昭和10年9月11日、高岡市生まれ。40年に同市博労本町で電気器店開業。61年、富山県電機商業組合理事、平成19年から理事長。県中小企業団体中央会理事。全国電機商業組合連合会理事（新エネルギー推進協議会・省エネルギー推進協議会担当）、執行部役員（組織本部長・福利厚生本部長）、同連合会北陸地区協議会長、全国電機販売生活協同組合理事などを務めている。77歳。



組合では「原点回帰」を合言葉にして、まず地域の高齢者宅を訪問し、電気製品で何か困っていることはないか、お手伝いすることはないかと、お年寄りを徹底的にバックアップする運動を展開しています。この「高齢者宅愛情点検」は無料で奉仕しています。地域とのつながりを強め、新しい需要を発掘する狙いもあります。さらに、電器商の経営については従来、メーカー主導のトップダウン方式ですが、私たち地域の電器商の立場からボトムアップ方式に移行できるよう運動しています。

同時に組合の活性化を図ることが重要な課題です。うれしいニュースとして、今年1月15日に若い経営者を中心にした青年部会が当組合で初めて結成されました。若い店主らの新鮮で柔軟な発想と行動力で、組合がもっともっと元気になるようにしたいと考えているところです。

強みはすぐに 駆けつけること

Q. 地域の電器店が生き残っているためには何が求められていると思いますか？

私たちの商売が大型店や量販店と違うのは、お客さんの自宅や会社へすぐに飛んで行くこと

ができることです。その強みをフルに発揮して、電化生活に関するお客さんの困りごとを解決したり、安心・安全、そして快適な生活のサポーターになることです。そして、電気や電気製品のことを分かりやすく説明し、日常生活に即した提案やアドバイスをを行うことによって潜在需要の掘り起こしが可能になると思います。

当組合の加盟店は、一般家電製品はもとより、デジタル家電製品、オール電化製品なども幅広く取り扱っています。ぜひ、当組合の「技術認定店」に相談してみてください。

時代に合わせて 業態を変えていく

Q. 地域で営業する電器店として、今後の商活動についてどのように考えていますか？

当店は高岡の市街地で約50年にわたって営業してきました。地域に密着した営業を重視し、大口顧客への特販や電気工事も行ななかで、地域の皆さんに育てられてきたと感謝しています。数年前に店内を改装し、お客さんにくつろいでもらえるように明るく、広いスペースを確保しました。カタログを使った販売が増えましたから、店内に

陳列する商品は最小限にしています。これからもお客さんの要望に応え、満足してもらえるよう努力していきますが、時代の変化に応じ、業態を少しずつ変えてきています。水回りやリフォームなどの工事も行っているほか、省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境問題に対応した取り組みも商活動に加えていきます。

基本を守り、殻を破る

Q. 趣味や健康法、座右の銘がありましたら教えてください。

趣味はいくつかありますが、能の合間に上演される狂言が好きで、よく鑑賞します。地域の少年野球や高校野球のお世話をすることも楽しみの一つです。

健康法は、仕事とプライベートと睡眠の時間を8時間ずつに分けるよう努力しています。私生活では、無駄のないよう、無理しないよう、無謀なことはしないよう「三無主義」を心がけています。

座右の銘については、幕末の剣豪・千葉周作が剣法の心得として「守・基・破」という言葉を残していますが、基本をしっかり守りながら殻を破っていくことだと私なりに解釈して、商売をする上で理念にしています。

平成24年度組合リビルド推進事業 委員会を開催しました

平成22年度から本会が取り組んでいる組合リビルド推進事業は、今年度は商業関連の組合を対象に実施しており、厳しい環境に置かれている商業環境の中、新たな商業機能を研究し、今後の方向性を検討して組合の発展に繋げるための事業です。11月13日（火）には第2回目の委員会を開催し、アンケート調査の結果や先進事例の状況などについて報告、検討を行い、県外視察事例先を決定しました。

流通・サービス業組合を対象にアンケート調査を実施したところ、新事業として「観光関連事業」[高齢者向け商品・サービスの開発]に取り組んでいる、次世代経営者がいる組合員は業績が総じて良く、インターネット等を積極的に取り入れている、という結果になりました。先進事例調査では、市民株式会社による資金調達で観光施設を建設し、組合直営の飲食店を運営している組合など3事例について調査したものを紹介しました。県外視察については、空き店舗対策や後継者育成について調査するため長野県佐久市の商店街を現地調査することにしました。



魚津魚商協同組合直営店

中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望しました

12月26日（水）、本会・黒田会長は、朝日副会長、高田副会長ほかとともに富山県庁を訪問し、11月6日開催の「第53回中小企業団体富山県大会」において採択した決議に基づく要望書を石井知事に手渡しました。

その後の懇談において、黒田会長より中小企業振興条例制定について感謝の意を表するとともに重点要望事項の説明を行い、海外展開や第二創業支援など中小企業への振興策の拡充強化を申し入れました。



（重点要望事項）

1. 中小企業の連携組織対策予算の拡充
2. 中小企業の海外販路開拓の支援強化
3. 創業・事業承継・第二創業支援の強化
4. 公的金融機関の機能強化と融資制度の充実
5. 新幹線開業を見据えた商業・サービス業活性化施策の拡充

BCP普及促進事業 専門家指導を実施しました

BCPは事業継続計画のことであり、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し、取り決めたものです。本会では今年度、中小企業組合に対し、BCPモデルを策定することにより、組合及び組合企業のBCP策定の意識を高める事業に取り組んでおります。

1月25日（金）には、立山電化工業株式会社において当社のBCP作成の専門家指導を行いました。当社は富山県鍍金工業組合の組合員であり、他の鍍金業者のモデルとなるようにBCPの作成に取り組んでいます。

BCPを作成するメリットは早期に復旧が可能になることですが、その他にも経営者が自社経営を見直すツールとして、また金融機関や取引先などに自社の信用をアピールするツールとしても使えます。専門家の羽田野正博氏からは、事業継続の方針において、当社の理念や特色を盛り込むことで独自性のあるBCPになる旨の指摘がありました。



海外展開グループ支援事業 勉強会を開催しました

製造業を中心に海外へ進出する企業が増加していますが、中小企業の経営資源には限りがあり、単独で取り組むのは困難な状況と言えます。当会では中小企業のグループ化による海外展開を支援するため、標記事業に取り組んでいます。

1月31日（木）には、井波彫刻協同組合において、伝統工芸品の海外販路開拓に向けた勉強会を開催しました。講師の日本ユニシス株式会社山本英生氏からは、同社で実施している伝統工芸品分野専用の販売サイト「JCRAFTS.com」を例に、海外マーケットの状況や自社製品と競合製品との差別化（ポジショニング）の重要性について説明が行われました。このサイトは、個人事業の職人でも参加しやすい仕組みになっており、少ない投資で海外へのテストマーケティングが可能になっています。



インキュベータ交流事業を行いました

富山市はIT関連やデザイン業など創造性に富んだアイデアや技術を基に事業化を図る人を育成・支援するため「とやまインキュベータ・オフィス」を開設しており、本会はその管理・運営をしています。本会を含め、創業者や起業家を支援する7つの機関が実行委員会を組織し、2月2日（土）に富山大学においてインキュベータ交流事業を行いました。

「みんな起業家、集まんまいけ！ 起業家こそゼロイチ ～富山流の新しい価値づくり～」と題して、富山県内インキュベーション施設入居者やその卒業生、起業を目指している人や関係機関など約100名が集い、交流しました。

まず、有限会社かほり堂の山口俊介氏が「本当に儲かった話は表に出ない ～北極と南極の氷はどちらが売れるのか～」と題して講演を行いました。その後、参加企業による5分間PRを14企業がし、交流懇親会において参加者が情報交換を行いました。



労務対策セミナーを開催しました

「育児・介護休業法」の全面施行のほか「労働契約法」、「高齢者雇用安定法」の改正など、今年度は数多くの労働関係の法律改正が実施されました。

そこで本会では、2月7日（木）に富山県市町村会館において、法改正の概要と中小企業が取るべき対応のポイントについてのセミナーを開催し、特定社会保険労務士の鎌倉義則氏を講師に迎えて「労働関係法改正の概要とその対応のポイントについて」と題して行いました。

セミナーでは、法改正関連のみならず、社会環境の変化に対する対応の必要性についても説明がありました。単に就業規則等を改正することだけにとどまらず、従業員が働きやすくなるように企業が対応していくことが重要であることなど、わかりやすく解説してもらいました。



組合紹介

協同組合井波コミュニティプラザさんよりこんにちは

ショッピングセンター（以下、SC）では、多くの人々が集まって買物やイベントを楽しんでいます。地域に密着したコミュニティ機能もあり、住民の憩いの場にもなっています。今回は、南砺市の旧井波町にあるSC、協同組合井波コミュニティプラザを紹介します。

◆ 組合のあゆみ

平成3年11月に地元商業者が集い、当時の井波町の商業拠点となるSCの建設を実現するため、協同組合井波コミュニティプラザが設立されました。

平成4年10月30日にはSC「アスモ」がオープンし、500台の立体駐車場を有する商業施設として地域住民に親しまれてきました。

◆ 生活拠点と経済環境

近年は、大企業の大型SCに客足が奪われ、厳しい経営状況が続いています。南砺市では人口が減少し、少子高齢化が進んできています。3人に1人が65歳以上となり、独り暮らしの高齢者が増え、自動車なしで買物をすることが困難になっています。

そこで、「アスモ」の役割を根本的に見直し、商品の価格を競うことで集客を考えるのではなく、地元住民に生活の利便性を提供することを考え、新しいSCのあり方を目指して平成22年に本格的にリニューアルをしました。

◆ 行政施設、相談施設の設置

南砺市市民協働課が「アスモ」に移転し、市の職員が通常業務を執り行っています。業務時間はSCの営業時間に合わせて午前10時から午後9時までとなっており、平日のほか土・日曜、祝日も開いています。市民協働課では、独身男女の「婚活」も支援しており、課内には婚活支援係も置かれています。

また、介護、健康、女性の悩みなどあらゆる相談に応じてくれる「ほっとステーション」を設置し、「アスモ」のコンセプトである「生活サポート」の特徴的なスペースとなっています。



南砺市市民協働課（アスモ 2F）

◆ メールシステムの開発

周辺の競合店との値引き合戦を続けていては体力を消耗するだけなので、折り込みチラシを使わない新しい集客方法を模索しました。

その結果、電子メールを使用して、あらかじめ登録したお客さんの携帯電話に、お得で楽しい情報をタイムリーに配信する仕組みを開発しました。現在は、南砺市の行政、観光、防災情報を付加した総合情報システムとするため、システム拡張の開発を進めています。

◆ 今後の取り組み

「アスモ」には自家発電装置があり、震災などで被災者が寝泊まりできるようスペースを開放できるようになっていることから、災害対策について今後行政と連携して取り組むことにしています。

また、近い将来、南砺市で流通する地域通貨が発行されれば、「ほっとステーション」での取り扱いを検討していく予定です。



アスモ 正面玄関

組合概要

組合名称 協同組合井波コミュニティプラザ

設立 平成3年11月18日

住所 南砺市山見京願1739-2

理事長 北 修

組合員数 13名

TEL 0763-82-5077 FAX 0763-82-6969

富山県中小企業青年中央会

中小企業団体青年部富山県大会を開催しました

平成24年11月30日（金）、富山第一ホテルにおいて第28回中小企業団体青年部富山県大会を開催し、組合青年部のメンバーやその関係者が集いました。大会は、「異業種交流による化学反応 ～何気ない対話がビジネスを創る！～」をテーマとして、組合青年部活動発表と基調講演を行いました。

<第一部 組合青年部活動発表>

本年度全国中小企業青年中央会会長表彰を受賞した富山県青年印刷人協議会と全国中小企業団体中央会会長表彰を受賞した協同組合富山問屋センター青年部会の2つの青年部が発表しました。



活動発表



基調講演

<第二部 基調講演>

“女探偵ナオミ”こと株式会社美徳の代表取締役の大徳直美氏を講師に招いて、「経営に役立つ～人の心のウラとオモテの見抜き方～」をテーマに講演を行いました。

全国や富山県における探偵事務所数や1日平均の相談件数について、また相談者の約7割が女性で、相談内容の約6割が浮気や行動調査であること、について説明がありました。

大門企業団地協同組合女性部

組合のロゴマークを作成しました

大門企業団地女性部は、当団地組合のロゴマークがなかったため、女性部でロゴマークを作成することにしました。これにより企業団地内のことを改めて考えるきっかけとするとともに、作成したロゴマークを様々な場面で利用し、団地組合をPRしていこうと考えました。

そこで、「ロゴマークを作成しよう！プロジェクト」を立ち上げ、ロゴマークのコンセプトとなる団地組合のイメージを決定し、女性部員だけでなく団地内企業の従業員全員を対象としてロゴマークを募集しました。その結果52作品の応募があり、審査投票を行って最優秀賞、特別賞、女性部賞を選定しました。

今後は、ロゴマークを入れた商品を開発し、商品化したものを地域社会への貢献に使用していくことを目指していきます。



大門企業団地協同組合ロゴマーク（最優秀賞）

「大門」のDをモチーフに作成しました。精密・正確な仕事を表すために直線を多様（弓状）し、Dの文字をシアー（傾斜）させることでスピード感を出しました。また、豊かな自然に囲まれた、立地の良さをアピールするために、カラーは、緑と水色にしました。

ホームページをご覧ください。<http://www.daimon-kigiyo.jp/>

県と災害時の協定を締結しました

富山県葬祭業協同組合

(射水市大島北野250 セレミューズ井波内)

大規模災害の発生時に棺など葬祭用品の供給や遺体の搬送等を円滑に進めるため、富山県と富山県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会の3者が平成24年12月4日に県庁において協定を締結しました。

この協定により、地震や風水害が発生した場合、富山県が下記の内容について富山県葬祭業協同組合に協力を要請します。また、同組合が被災等により対応できないケースも考えられるため、その際は全日本葬祭業協同組合連合会に要請します。

- ①納棺用品を含む棺、ドライアイス、防腐剤、骨つぼなどの供給
- ②作業等の役務の提供
- ③遺体安置施設等の提供
- ④遺体の搬送



組合Q&A

理事会の定足数を定款で変更することについて

Q

中小企業等協同組合法第36条の6によると「理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定されていますが、本件を定款で「理事会の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その過半数で決する」と定めることができるのでしょうか？

また、上記のとおり定款に規定した場合、理事の過半数が出席し、その過半数で決した議事は有効とされるのでしょうか？

A

過半数出席を規定した趣旨は、理事会の成立に理事全員の出席は望めないにしても、その性格上、少なくとも過半数の出席は必要であり、しかも法は組合のあらゆる業種、業態に普遍的に適用されるものであるために、その必要最低限度である過半数出席を規定したものと解される。

このような趣旨から、ある組合が過半数出席で万全を期し難く、3分の2以上の出席をもって慎重に事を運びたいとする場合、これを否定すべき積極的な理由を見出せない。

したがって、理事会の定足数を緩和することは当然できないが、加重することは甚だしい弊害が生じない限り差し支えないものと解される。

また、定款で3分の2以上出席と規定した以上は、3分の2に満たない出席では理事会は成立しないと解する。

ほっと
一息



入湯安全心得

寒い季節はお風呂の事故が増えると言われています。安全な冬の入浴を楽しむための心得をご覧ください。

1. かけ湯は大切

湯船に入る前の「かけ湯」は、体の汚れを落とすためのマナーでもありますが、急な温度変化でおこる血圧の急上昇（ヒートショック）を防止する大切な意味を持っています。体の末端（つま先→下半身→腕→背中→心臓）から順に心臓へ向かってかけていきましょう。

2. 湯船から急に立ち上がらない

湯船の中で体にかかっていた水圧が、立ち上がる事で急激に下がり、血液が下半身に落ちていきます。入浴で体が脱水している状態で立ち上がると、急性低血圧をおこし、立ちくらみしたり、目の前に星がチカチカしたりしますよね。ひどい人は失神したりして、転倒などの二次的事故にもつながりかねません。

3. 食後すぐの入浴は避ける

食後、体は食べ物を消化するため、1～2時間は胃や腸の消化管の方に血液を多く送り出します。結果、体内を巡る血液量が相対的に減少し、立ちくらみなどをおこす可能性が高くなります。また、食べ物の消化、吸収にも良い状態とは言えません。食後入浴する場合は、2時間前後空けてからにしましょう。

4. アルコールを飲んだ後の入浴はさらに危険

アルコールには利尿作用があります。ただでさえ入浴中は汗をかいて水分が失われているのに、アルコール+入浴で、体内の水分はさらに奪われてしまいます。また、酔っているため血流が通常よりも良くなっている上に、入浴による体温上昇で、血圧の急上昇がおこってしまいます。十分に酔いをさまし、水分補給をしてから入浴しましょう。

※酔いざましのための入浴は本当に危険です。

5. お風呂の前後は必ず水分補給を

約43度のお湯に7～10分間入浴する事で、約400ccもの水分とイオンが失われるといわれています。水分を失う事によって自然と血液粘度は高まります。そこで入浴前後の水分補給がとても大切な意味を持つのです。真水よりもナトリウム、カリウムなどが含まれているイオン飲料等であれば、吸収もすばやくなお良いですね。



（情報提供：富山県公衆浴場生活衛生同業組合）

事務局ペンリレー

私が前任者と交代し、組合にお世話になって30数年が経ちました。

とても不安なまま、組合員・役所（立山町役場 商工観光課に事務所を置かせていただいているので）の皆様のご協力も得ながら、今日までの日々を過ごしております。通常は、労働保険事務等や電話対応、パンフレット発送が主ですが、時折、室堂周辺へ出かける事もあり、昨年は15年ぶりでしょうか、剱沢方面へ登山する機会がありました。大自然のご褒美が私を出迎えてくれました。もっと早い時期（体力に自信がある頃）に、各山小屋へお邪魔すればよかった、といま後悔しています。

東日本大震災から、立山への入込み客減少、登山客は中高年の人が多い今日、ラムサール条約登録の弥陀ヶ原、大日平等立山黒部アルペンルートには山々の雄大さ、可憐な高山植物など大自然のすばらしい風景が沢山あります。

ぜひとも多くの方々に訪れていただける様、関係各位と共にPRに努め頑張りたいと思います。



立山山荘協同組合
黒畑 實知子

「中小事業者のための移動相談会」のご案内

公正取引委員会中部事務所

公正取引委員会では、下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための移動相談会を実施しています。

開催費用は無料ですので、組合での相談会の開催を検討してはいかがでしょうか。

- 対象 下請事業者を始めとする中小事業者（原則3社以上）の代表者又は従業員
- 開催地等 会場は申込み者の要望を踏まえて決定
- 申込方法 FAX又はメールで申込み
FAX＝申込用紙の各事項を記入
メール＝申込用紙の各事項をテキスト形式で記載
- 申込用紙 右上チラシ（データ<http://www.jftc.go.jp/sitauke/121001idou.pdf>）
※富山県中央会にもチラシがあります。
- 問合せ 公正取引委員会中部事務所下請課 TEL：052-961-9424
- 申込み 同上 FAX：052-971-5003 メール：soudankai@jftc.go.jp



また、公正取引委員会では、独占禁止法及び下請法に関する研修会や勉強会に、講師として担当官を派遣しています。

問合せは、中部事務所総務課まで TEL：052-961-9421

税務署から確定申告のお知らせ



● 平成24年分確定申告書の提出期限と納期限・振替日について

	確定申告書の提出期限	納 期 限	振 替 日
		(納付書で納付される場合)	(振替納税の場合)
所 得 税	3月15日 (金)	3月15日 (金)	4月22日 (月)
消 費 税	4月 1日 (月)	4月 1日 (月)	4月24日 (水)
贈 与 税	3月15日 (金)	3月15日 (金)	

○ 確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

● 申告書は インターネットで 簡単作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税（個人）及び贈与税の確定申告書や青色決算書などが作成できます。



同コーナーで申告書等を作成した後は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出できるほか、同コーナーの画面上からそのままe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して税務署に送信（申告）することができます。

平成24年分の申告から、同コーナーで贈与税の申告書についても、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して税務署に送信（申告）できるようになりました。

「e-Tax(電子申告)」を利用して申告すると…

1 平成24年分の申告で 最高3,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで法定申告期限内に申告する場合は、最高3,000円の税額控除が受けられます。（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）

3 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります）

源泉徴収票
病院
領収書
入力して…



e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は3年間です）ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ [確定申告](#) [検索](#)

医薬品容器・医療用具の総合メーカー

医薬品(液剤)製造



阪神グループ

阪神容器株式会社 阪神化成工業株式会社 ファーマパック株式会社

代表取締役会長 高田 眞 代表取締役社長 高田 順一

URL <http://www.hansin.co.jp/>

本社	〒536-0017	大阪市城東区新喜多東1-4-12	TEL (06) 6967-1771(代)
富山本社工場	〒939-8183	富山市小中163番地	TEL (076) 429-1865(代)
大沢野工場	〒939-2243	富山市中大久保企業団地	TEL (076) 468-9119(代)
支店/工場	東京・滋賀・山形・岡山・茨城・大沢野・御殿場		

『 和・創造・対話 』

アルミを通して優れた品質を追求し、信頼される企業を目指してまいります。



本社工場

株式会社 広瀬アルミ

三協立山株式会社協力工場
住宅用アルミサッシ製品・アルミ型材部品加工

本社・高岡工場 高岡市醍醐790番地
TEL：(0766)63-5360 FAX：(0766)63-8040

福光工場 南砺市久戸50番地
TEL：(0763)52-2860 FAX：(0763)52-8038

育てる、支える一。 中小企業と地域の活力

窓口相談



1 中小企業の成長・発展

- 専門家の派遣
…経営・技術・財務・法律などの専門家を長期継続的に派遣します。
- 地域資源・農工商連携・新連携の支援
…地域資源を活かした取り組みや農林漁業者・異分野の中小企業との連携をバックアップ。
- 窓口相談でのアドバイス ● 販路開拓支援 ● 事業承継円滑化支援
- モノ作り支援 ● 海外展開支援

など

2 地域の成長・発展

- まちづくり・中心市街地の活性化支援 ● 高度化事業
- インキュベーション施設の提供
…いしかわ大学連携インキュベータ(i-BIRD)で新事業展開を。



i-BIRD(石川県野々市町)
【入居受付中】

3 安心の共済制度

- 小規模企業共済制度
…将来に備えて安心、経営者の退職金制度。
- 経営セーフティ共済
(中小企業倒産防止共済)
…取引先の倒産からあなたの企業を守ります。もしもに備えて。

小矢部フロンティアパーク



4 充実の産業用地

- 富山八尾中核工業団地(富山県富山市)
- 高岡オフィスパーク(富山県高岡市)
- 小矢部フロンティアパーク(富山県小矢部市)
- 能登中核工業団地(石川県志賀町)
…魅力的な価格、割賦払・リースにも対応、各種の優遇制度も充実。

中小機構北陸がサポートします。

北陸3県(富山・石川・福井)の中小企業と地域の皆さまを応援する…

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
<http://j-net21.smrj.go.jp>

 **中小機構 北陸**

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

他にもいろいろ
詳しくは…

中小 北陸

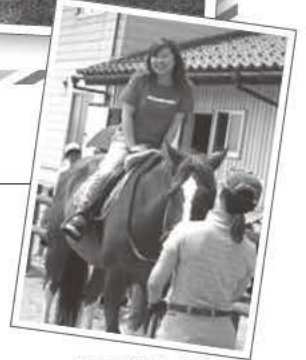
検索

動物とふれあい、癒しと学びを

動物とのふれあいは、心にうるおいを与えてくれます。
新たな発見もあるでしょう。
動物たちとの様々な出会いの場をご紹介します。



県動物管理センターのイベントにて



乗馬にチャレンジ

ペットとの暮らし

ペットとの生活は楽しいものですが、同時に飼い主としてのマナーを守り、終生飼育し続ける責任が伴います。正しい知識を身につけ、適切な世話・しつけを行いたいものです。

富山県動物管理センターと厚生センターでは、春と秋に「しつけ方教室」(参加無料)を開催しています。この教室では、職員とマンツーマンで、個々のペットに応じたきめ細かな指導・アドバイスを受けることができます。しつけ方教室の他には個別相談も行っており、こちらでは時間や内容、受講回数に相談にも応じてくれます。

これからペットを飼いたいという人向けには、ペットの譲渡事業も実施されています。毎週木曜日には子犬・子猫の譲渡会を開催し、犬・猫を譲り渡したい人と、譲り受けたい人の仲介を行っています(譲り渡し希望者がいない場合は休止)。また、保護された成犬に検査・トレーニングを行った上で飼養希望者を募集する「わんわんパートナー」も実施しています。

こちらは毎週金曜、管理センターのホームページに候補犬の情報を掲載し、希望者を募っています。

その他、9月の動物愛護週間には「動物愛護フェスティバル」などのイベントが開催されます。人と動物が共生する社会に向けた様々な催しに、出掛けてみるのもいいでしょう。



フェスティバルでの譲渡会

●心とからだへの効用●

動物と接する経験は、わたしたちの心身に多くのものをもたらしてくれます。心の安らぎを得られるのはもちろん、ペットの世話やしつけを通して自分自身を見つめ直すこともできますでしょう。動物とのふれあいによる様々な効果は、アニマルセラピーとして医療・教育の場でも活用されています。

犬の散歩や野鳥観察は、ウォーキングの習慣づけにも最適です。また乗馬などでは普段使わない部分の筋肉が動くため、筋力トレーニングとしての効果も期待できそうです。

馬とのふれあい

射水市の加茂神社は、走る馬の上から騎手が矢を射る「やんさんま」(流鏑馬)で知られています。この祭で活躍する馬たちは、下村馬事公園で飼育・調教されています。

馬事公園では5頭の馬が飼育されており、誰でも馬を見ることができるようになっています。管理人さんがいる時は、なでてやることもできるようです。

毎年6月には、イベント「乗馬にチャレンジ」(参加無料)が開催されます。幼児から大人まで、付き添いを受けながら安全に乗馬体験が楽しめるとあり、人気を博しています。馬への負担を考えて参加人数は限定されているので、参加の際には予約が必要です。基本的に大人しく、人懐っこい性格の馬たちとのふれあいが、気持ちをややかにしてくれるでしょう。

気軽にバードウォッチング

バードウォッチングの魅力は、遠くから見守ることで野鳥本来の生態や表情豊かな仕草を観察できることでしょう。

観察に適するのは、海や川、山、自然公園などです。富山市の富



海王バードパーク

岩運河環水公園には野鳥観察舎が整備されており、市街地での観察が気軽に行えるようになっています。

双眼鏡があれば良いですが、目視でも十分観察することができます。鳥を脅かしたり、自然環境に負担をかけたりすることのないよう、気をつけて観察しましょう。

また射水市にある「海王バードパーク」では、年間を通じて野鳥観察が楽しめます。東京ドームとほぼ同じ大きさの敷地内に樹林、池、ヨシ原があり、多彩な環境での鳥の生態を見ることができます。春にパーク内の池で子育てをする「ケリ」などは、初心者でも楽しんで観察することができるでしょう。

進めよう！個性と魅力の中小企業連携



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL 076 (424) 3686 FAX 076 (422) 0835
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>

平成25年2月28日 発行

編集発行
印刷所

富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL 076-424-3686(代)
株式会社 ニッポー